入院のしおり

回復期リハビリテーション病棟
（令和7年10月21日改訂）

社会医療法人文珠会
亀田病院

社会医療法人文珠会　亀田病院について

基本理念

患者さまと職員が共によかったと思える 温かい医療・介護を行います。

知識・技術の研さんを深め、その水準を高く保ちます。

同じ職務に携わる方々や医療機関と連携を深め、地域医療を守ります。

医療・介護を通じて社会に貢献し自己実現を図り、自らも幸福となります。

患者さまの権利

患者さまは、良質な医療を公平に受ける権利があります。

患者さまは、病名、治療方針、予後について、十分な説明を受ける権利があります。また、ご自身の診療記録の開示を求めるなど知る権利があります。

患者さまは、治療方針など自らの意思で選択する権利があり、他の医療機関の意見を求め、転院することができます。

患者さまは、個人として常にその人格を尊重され、また個人情報も自分の承諾なくして第三者に開示されることがなく、プライバシーが守られる権利があります。

患者さまの義務

患者さまは、ご自身の病状に関する情報を医師などに正確に提供する義務があります。

患者さまは、職員の業務や他の患者さまの治療に迷惑をかけない義務があります。

患者さまは、ご自身の健康回復のため医療者のアドバイスを尊重し、直すべき生活習慣があれば改善の努力をする義務があります。

患者さまは、受けた診療に対して医療費を支払う義務があります。

ハラスメントに対する方針

当院は、患者さまに対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供できるよう心掛けています。

一方で、患者さまからの常識の範囲を超えた要求や言動の中には職員の人格を否定する言動、暴力、セクシャルハラスメント等の職員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は、職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。

わたしたちは、職員の人権を尊重する為、これらの言動、行為、要求があると判断した場合には、毅然とした態度で対応し、状況によっては診療のお断り、入院中の患者さまであれば強制退院を命じることがあります。

もし、患者さまからこれらの言動、行為、要求を受けた際は、職員は上司等に報告・相談することを奨励しており、報告・相談があった際には組織的に対応します。

01 回復期リハビリテーション病棟について

回復期リハビリテーション病棟とは

当院では、5階病棟が回復期リハビリテーション病棟となっております。病床数は60床です。脳血管疾患や大腿骨頸部骨折などを発症した患者様に対して、日常生活能力の向上と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行う病棟です。

リハビリテーションの方針

▶365日体制でリハビリテーションを提供し、自宅・社会復帰への支援を致します。
▶医師・看護師・管理栄養士・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護補助者・ソーシャルワーカーで情報を共有し、安心・安全の医療を提供致します。

入院対象

	入院上限日数
脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症または手術後、義肢装着訓練を要する状態	150日
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頚髄損傷、頭部外傷を含む外部位外傷の発症または手術後	180日
大腿骨、骨盤、脊髄、股関節または膝関節、2肢以上の多発骨折の発症または手術後	90日
外科手術または肺炎等の治療により廃用症候群を有しており、手術後または発症後	90日
大腿骨、骨盤、脊髄、股関節または膝関節の神経、筋または靭帯損傷後	60日
股関節又は膝関節の置換術後の状態	90日

※上記の表は、制度上定められたものです。他のリハビリテーション病院においても同じです。
入院期間は、疾患別で異なりますが60日から180日です。

実習生の受け入れについて

▶当院では、学生等の医療現場実習を受け入れております。実習にあたり、患者さま及びご家族様の同意を得て、診療等の見学、立ち合い、お世話等を担当する場合がございます。強制ではございませんので、実習生の受け入れについてご検討ください。なお、期間は3～4週間程度です。

02 入院手続きに必要なもの

□**健康保険証・介護保険証**(お持ちの方)
▶保険証は月1度必ず1階会計窓口にご提示をお願い致します。

□**医療受給者証**(後期高齢者医療、重度障害者医療など)

□**印鑑**
▶印鑑はシャチハタ以外でお願い致します。

□**入院証**
▶入院証にご記入、捺印をお願い致します。

□**負担額の減額認定証**
▶詳しくは、項番14・15をご覧ください。

□**お薬手帳**

※入院中の自家用車の駐車は
ご遠慮ください。

03 入院生活に必要なもの

当院の「入院セット」のサービスにつきましては、**別紙参照**お願い致します。
入院セットには①～⑧が含まれております。(2022年4月1日サービス開始)

	①お寝間着		**⑨下着**（５組程度）
	②バスタオル		**⑩介護用ウェットティッシュ** （おむつ使用の方や清拭が必要な方）
	③フェイスタオル		
	④歯ブラシ・歯磨き粉		**⑪履物** （自分で脱ぎ履きしやすいマジックテープ式などが望ましい）
	⑤プラスチックコップ		
	⑥蓋付コップ		**⑫ゴミ箱**
	⑦ディスポおしぼり・BOXティッシュ		**⑬食事用エプロン**
	⑧ボディーソープ・リンスインシャンプー		**⑭ストロー**

＊荷物のもちこみは必要最低限でお願い致します。

▶その他、ご用意していただきたい物がある場合は、病棟よりお知らせ致します。

▶持ち物には紛失防止のため、必ず氏名の記入をお願い致します。

▶ナイフ・ハサミなどの持ち込みは、患者様の安全確保の為原則禁止です。
携帯電話・PC・タブレット・電気シェーバー以外の電化製品の持ち込みは原則禁止です。

▶生活機能向上の一環で、着慣れた服の準備をお願いしております。

04 日用品のご利用

ウエットティッシュ

介護用ウエットティッシュは当院売店でも販売しております。

持参の方は、パッケージに必ず名前の記載をお願い致します。

売店契約利用の場合、月に1度月末までに請求書を配布致します。

売店契約を利用する場合は、病棟看護師にご相談ください。

オムツ

原則、オムツは病院契約として頂いております。

持込オムツについては、以下の点にご協力ください。

・一度に持ち込む量は保管場所に限りがあります。1週間程度分の持参を定期的に補充お願い致します。
(排泄量に個人差がありますがテープ式1袋・尿とりパッド2袋程度)
・持込オムツがなくなった際には病院オムツを使用させて頂きます。
病院契約のオムツを利用するので、料金が発生致します。

尿取りパット	1枚　33円(税込)
平オムツ	1枚　44円(税込)
大パット（尿取りパット夜間用）	1枚　99円(税込)
パンツタイプ	1枚　99円(税込)
紙オムツ（テープ止めタイプ）	1枚　110円(税込)

クリーニング

クリーニング代	月額6,600円(税込)

※月途中の入退院は、1日220円(税込)の日割りです。

05 入院費のお支払い

▶請求時期：入院費のご請求は月末締めの翌月11日に請求書を発行します。

▶請求方法：請求書を床頭台に置いております。

▶支払方法：1階会計窓口でのお支払い(現金のみ)・銀行振り込みでのお支払い

窓口受付時間　平日 9：00 ～ 17：00

※銀行振り込みでのお支払いについては、振込手数料は患者さん自身の負担となりますのでご了承ください。

▶支払い期限：請求書が届き次第速やかにお支払いください。

お振込先

青森みちのく銀行　0117　普通口座　1101323
社会医療法人文珠会　亀田病院　理事長　蒲池匡文
(ｼｬｶｲｲﾘｮｳﾎｳｼﾞﾝﾓﾝｼﾞｭｶｲ　ｶﾒﾀﾞﾋﾞｮｳｲﾝ　ﾘｼﾞﾁｮｳ　ｶﾏﾁﾏｻﾌﾐ)
※振込の際は患者様の氏名でお願い致します。

06 入院生活

入院中の1日のスケジュール

食事

【食事時間】 朝7:30 昼12:00 夕18:00

食事制限・飲水制限となっている場合がございますので、持ち込みの場合は病棟スタッフにご相談ください。
他の患者様への差し入れはご遠慮ください。
食事には箸やスプーンがついておりますが、ご自身にあったものを利用してもかまいません。
ストロー付きカップを使用される方は、ストロー定期的に交換する必要がある為、予備をご用意ください。
介助が必要な患者様は、食事用エプロンをご用意ください。

入浴・理容室

・水・金もしくは火・木・土となります。(体調により中止することがあります。)
入院セットを契約している場合、バスタオルは含まれています。
・理容室は、2,500円(椅子)から2,800円(ベッド上)でおこなうことが可能です。(1階会計窓口前払い制)

起床・消灯

起床時間は6:00です。
医師の指示により採血などの検査を起床時にさせて頂く場合があります。ご了承ください。
消灯時間は21:00です。緊急時を除いて電話は控えてください。

外出・外泊

入院中の外出・外泊については、感染症対策を考慮し原則おこなっておりません。
病棟の看護師とご相談ください。

売店（1F）

営業時間 【平日】9：00～17：00 【土曜・日曜・祝日】定休日

口腔ケア用品や介護用おしりふき等も販売しております。

面会

面会時間については、感染症の流行状況により変わりますので**ホームページをご確認ください。**
体調の悪い方はご遠慮ください。

お部屋

個室をご希望の方は病棟までご相談ください。

ご利用の際は、個室利用同意書に記入していただき、印鑑を押印する必要があります。

個室料金	501号室・502号室（トイレ付）	1,650円（税込）／日

当院では患者さまの状況によって、病室及びベッドの移動をお願いしております。

できる限り、患者さまの都合のご希望に添えるような病室・ベッド配置を心掛けております。

やむを得ず、移動をお願いする場合もありますので、ご協力をお願い致します。

※当院の都合により個室にご移動いただいた場合は、個室料金は無料となります。

TV・冷蔵庫

TV及び冷蔵庫は、カード(1枚1,000円／1,000度)にてご利用可能です。

カードは各階に設置しております。カードの払い戻しは、3階・5階の精算機をご利用ください。(残り50度以上)

TVのみご利用の場合:1分につき1度数(約16時間)

冷蔵庫のみご利用の場合:1日150度数(約6日間)

TVをご覧になる場合、イヤホンが必要となりますのでご用意ください。

洗濯

ご家族様での洗濯(各病棟にコインランドリーもございます。)、またはクリーニングをご利用ください。

委託業者によるクリーニング(月額6,600円ですが、入退院時は日割りで220円です)

日曜日に回収し木曜日に返却、もしくは、水曜日に回収され、月曜日に戻ります。

希望の場合は、病棟・1階会計窓口に申込書記入する必要がございます。(印鑑必要)

貴重品・携帯電話

貴重品はできるだけ、お持ちにならないようお願いします。

紛失や盗難などのトラブルについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

床頭台に鍵付きの小さい保管庫がございますのでご活用ください。

院内での携帯電話の利用は、決められたエリア内(玄関・各階の休憩所)でお願いします。

飲酒・喫煙

入院中の飲酒・喫煙(電子タバコ含む)は禁止となっております。ご協力をお願いします。

飲酒・喫煙が判明した場合、退院していただく場合がありますのでご了承ください。

入院中の他院受診

当院入院中に他の病院やクリニック(内科・眼科・皮膚科等)への受診はかかりつけ医からのお薬受け取りは、原則としてできません。※ご家族様による場合も同様です。病棟看護師にご相談ください。

＊非常口の確認をお願い致します。非常時は職員の誘導に従いますようお願い致します。
＊洗濯・差し入れの時間帯は、原則9時から17時までとなります。

07 退院について

▶退院許可、退院時期については主治医との相談の上決定となります。

▶原則退院する時間は、平日午前10時から午前10時30分の間でお願いします。

▶お持ちいただくもの：**保険証、印鑑、退院時清算金**

▶手続き：1階会計窓口にて、お支払いをお願い致します。

08 診断書・証明書の発行について

▶各種診断書・証明書が必要な方は、1階会計窓口に申込書を受け取り記載して、必要書類を提出してください。

▶期間:通常書類をお渡しするまで2週間ほどいただいております。
(状況によっては、2週間以上かかる場合もございます。)

▶お渡し方法:書類が出来次第、病院職員からご連絡します。お受け取りは1階会計窓口もしくは郵送となります。郵送の場合は、簡易書留での発送のため、診断書料のほかに送料がかかります。

診断書関係	料金
病院所定診断書	2,200円
死亡診断書	2,200円
保険会社等診断書	4,400円
公的機関診断書(成年後後見用)	4,400円
公的機関診断書 (検察庁・警察等からの照合文書)	無料
公的機関診断書 (公安委員会提出用診断書)	2,200円
医療紹介	4,400円
日本年金機構	2,200円
その他の診断書で医師の診断を必要とする書類	4,400円
その他の診断書で医師の診断を必要としない書類	2,200円

介護保険関係	料金
医療サービス利用確認書	2,200円
介護サービス利用指示依頼書	2,200円
訪問入浴意見書	2,200円
リハビリテーション指示書	2,200円

その他	料金
難病臨床調査個人票	4,400円
施設入所のための診断書	4,400円
受診状況等証明書	4,400円
医療費証明書(領収証明書) ※1月から12月の1年間で1通のみ	1,100円

09 地域連携室(医療相談窓口)

患者さまのニーズを実現するべく、医療相談業務や医療・福祉施設と連携し、入院・退院支援のコーディネートをしております。入院・転院についてのご相談や退院後の在宅療養や介護についてのご相談、介護保険についてのご相談、虐待や医療安全の相談などどこへ相談したらよいかわからないことは、お気軽に地域連携室にご相談ください。
お時間がかかりそうなご相談でしたら、事前に面談の希望日時をお伝えください。

相談窓口	
場所	1階売店　隣
時間	平日8：45～17：20
☎	0138-41-8883（直通）
担当者	中川友貴・佐藤芽以・藤田有紗

10 個人情報保護

当法人では患者さま及び利用者様に適切な医療・介護サービスを提供する為に、文珠会グループ内で統一の電子カルテ、オーダリングシステム、地域連携システム(ID-Link)を用いて診療情報を取得・共有し、文珠会グループとしてお互いに協力しながら診療・介護サービスの提供を致します。

文珠会グループ以外への転院(他病院や施設への紹介)や他の医療機関への受診、その他業務上必要な場合を除き、守秘義務を厳守致します。

11 院内感染対策

面会される方へ

・体調が悪い、熱がある、風邪をひいている等の症状がある方はご遠慮ください。
・インフルエンザなどの感染症の流行時期には、面会を制限させていただくことがあります。

外出・外泊

・インフルエンザなど感染症流行時期に外出・外泊する場合は、多数の人が集まるようなところへの外出はお控えください。

12 訪問診療について

訪問診療とは、病院へ通院することが困難な患者さんに対して、医師が定期的、計画的に自宅を訪問して診療を行うものです。かかりつけ医として普段から定期的に診療をさせていただくことで、いつもの様子や変化の兆候を把握できるため、急な病状変化のときも、患者さんやご家族の希望に沿って対応することができます。

【対象となる方】

◎病気や障害などで、定期的な通院が困難な方
◎脳梗塞の後遺症や神経難病などにより日常生活動作に支障のある方
◎認知症に対する医療的アドバイスを必要とされる方
◎退院後のケアを必要とされる方
◎排尿や排泄の医療的管理（カテーテルなど）を必要とされる方　…など

1.訪問診療(月2回)

月2回訪問して、患者さまに対して適切な治療をおこないます。

【ご自宅で受けられる検査】	【必要時に来院して受けられる検査】
◎血液検査	◎レントゲン検査、心電図検査
◎尿検査	◎胃内視鏡検査等

2.在宅で可能な治療について　※詳細につきましてはご相談ください

◎胃瘻、腸瘻、経鼻経管栄養　◎ 在宅中心静脈栄養　◎在宅自己注射
◎在宅酸素療法　◎膀胱留置カテーテル　◎褥瘡管理　など

3.薬について

訪問診療後に、必要な薬の処方箋を発行いたします。
薬局から薬剤師がご自宅に訪問し、薬をお届けする制度もあります。

お問い合わせ

営業日　：月曜日～金曜日（祝日・12月30日～1月4日を除く）
営業時間：9:00～17:00
電話番号：0138-44-7755

13 訪問リハビリテーションについて

訪問リハビリテーションでは、理学療法士・作業療法士の国家資格を持ったスタッフがご自宅に訪問し、利用者様のご自宅において必要なリハビリテーション（以下リハビリ）を行うことにより、心身機能の維持・回復を図り、利用者様の能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう支援いたします。

1.サービスの内容

利用者様のご自宅やその周辺でリハビリ

筋力増強練習・基本動作練習、歩行練習・日常生活動作練習、階段昇降練習など

福祉用具の選定や住宅改修の提案

ケアマネジャーや福祉用具相談員と相談して選定を行います。

ご家族や他サービス専門職への介助指導

介助方法や生活上の注意点をわかりやすく説明します。

2.ご利用できる方

要介護（1～5）
要支援（1・2）の認定を受けた方

3.対象地域

函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧椴法華村、旧南茅部町は除く）
北斗市・七飯町の一部地域（片道30分圏内）

お問い合わせ

営業日　：月曜日～金曜日（祝日・12月30日～1月4日を除く）
営業時間：9:00～17:00
電話番号：0138-40-1510
担当者　：訪問リハビリテーション亀田　永瀬・井上

14 70歳未満の限度額適用認定証

2025年4月1日より、食事代の見直しがされています。

	区分	自己負担限度額(1年間に3度まで)	4回目以降	食事代 (1食につき)
標準報酬 月額83万円以上	ア	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	140,100円	1食510円
標準報酬 月額53万円～79万円	イ	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	93,000円	1食510円
標準報酬 月額28万円～50万円	ウ	80,100円+(総医療費-267,000)×1%	44,400円	1食510円
標準報酬 月額26万円以下	エ	57,600円	44,400円	1食510円
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円	90日以内の 入院 過去1年間 1食240円
				90日以上の 入院 過去1年間 1食190円

回復期リハビリテーション病棟入院患者対象

▶回復期リハビリテーション病棟は医療療養病床に基づいているため、平成29年10月より光熱水費として370円(1日につき)の生活負担金がかかります。※対象患者:65歳以上、生活保護受給者、指定難病者以外

「限度額適用認定証」の交付申請

▶申請者　　：本人またはご家族

▶手続き方法　：保険証と印鑑を持参し、加入されている医療保険の保険者へ申請

▶手続き場所　：◆函館市(国保)⇒函館市役所国民年金課・各支所民生担当窓口

◆七飯町(国保)⇒②番町民生活課

◆北斗市(国保)⇒③番窓口

◆政府管掌健康保険(社保)⇒社会保険事務所

転院などで同一月内に支払い先が複数ある場合(函館市の国保のみ)

▶委任払いを行いますので「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」「前病院の領収書」と印鑑を1階病院窓口に提示してください。

重度心身障害者及び、ひとり親家庭などの受給者の場合

▶負担金にかわりがなくても「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」と印鑑を1階病院窓口に提示してください。交付を受けた際には必ず1階病院窓口に提示してください。認定証を1階病院窓口に提示されない場合や、認定証交付以前に退院される場合は、減額適用されません。

15 70歳以上の限度額適用認定証

	自己負担限度額(1年間に3度まで)	4回目以降	食事代(1食につき)
現役並み	年収約1,160万円～(課税所得690万円以上) 252,600円+(総医療費-842,000)×1%	140,100円	1食510円
	年収約770万円～約1,160万円(課税所得380万円) 167,400円+(総医療費-558,000)×1%	93,000円	1食510円
	年収約370万円～約770万円(課税所得145万円以上) 80,100円+(総医療費-267,000)×1%	44,400円	1食510円
一般 (課税世帯・保険1割)	57,600円	44,400円	1食510円
低所得者区分Ⅱ (非課税世帯)	24,600円	-	90日以内の入院 過去1年間 1食240円
			90日以上の入院 過去1年間 1食190円
低所得者区分Ⅰ (非課税世帯)	15,000円	-	1食110円

回復期リハビリテーション病棟入院患者対象

▶回復期リハビリテーション病棟は医療療養病床に基づいているため、平成29年10月より光熱水費として370円(1日につき)の生活負担金がかかります。※対象患者:65歳以上、生活保護受給者、指定難病者以外

低所得者区分Ⅰ・Ⅱの方

▶手続き方法:保険証・印鑑・高齢受給者証(70歳以上75歳未満の方)を持参し、各市町村の医療助成課・国民健康保険課へ申請してください。交付を受けた際には、必ず1階病院窓口に提示してください。

現役並みの年収に該当する方

▶支払いが高額になる可能性がある方は、必ず市町村窓口にて「限度額定期用認定証」の交付を申請してください。

「限度額適用認定証」の交付申請

▶申請者　　：本人またはご家族

▶手続き方法　：保険証と印鑑を持参し、加入されている医療保険の保険者へ申請

▶手続き場所　：◆函館市(国保)⇒函館市役所国民年金課・各支所民生担当窓口

◆七飯町(国保)⇒②番町民生活課

◆北斗市(国保)⇒③番窓口

◆政府管掌健康保険(社保)⇒社会保険事務所

重度心身障害者及び、ひとり親家庭などの受給者の場合

▶負担金にかわりがなくても「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」と印鑑を1階病院窓口に提示してください。交付を受けた際には必ず1階病院窓口に提示してください。認定証を1階病院窓口に提示されない場合や、認定証交付以前に退院される場合は、減額適用されません。

フロアマップ

1F

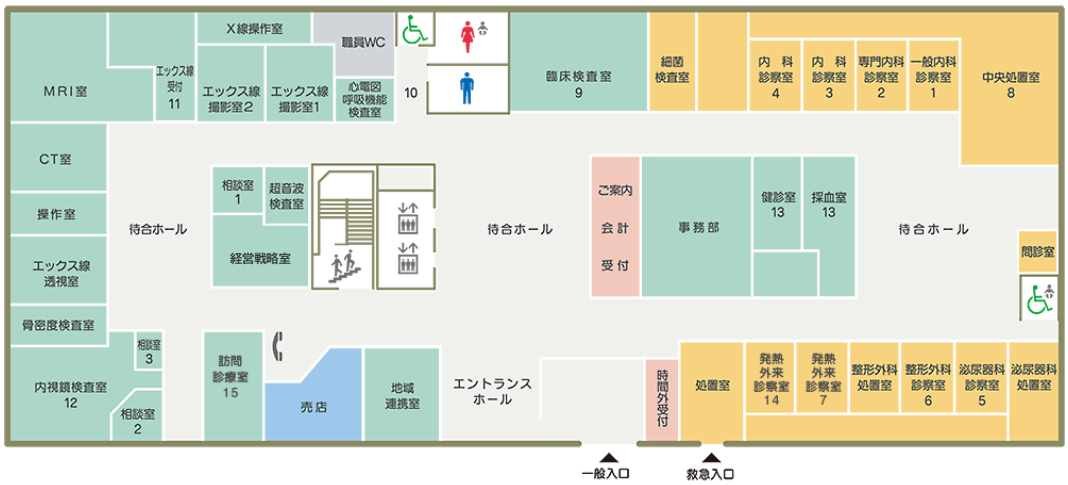

2F

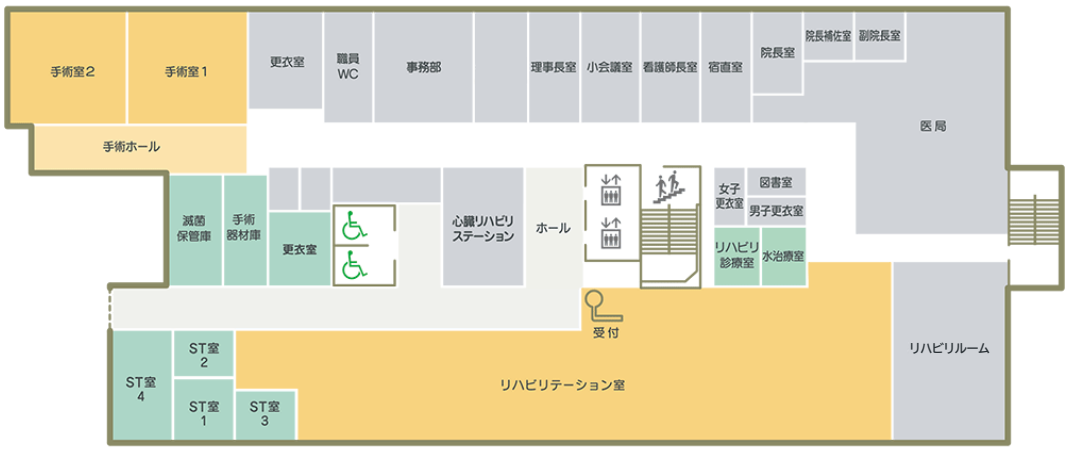

社会医療法人文珠会
亀田病院

〒041-0812　函館市昭和1丁目23番11号
TEL.0138-40-1500
http://hakodate-kameda-hp.com/